

昭和42年2月1日京都市交通局公告（京都市交通局公印の印影について）の一部を次のように改めます。

平成26年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

第1項第5号を次のように改める。

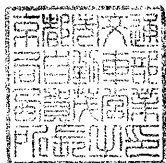
- (5) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に係る出納事務、預金事務及び借入事務その他これに付帯する事務用並びに振替貯金口座に係る振替貯金の払出事務用



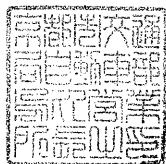
第1項第7号中エを削り、オをエとする。

第5項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号から第19号までを削り、第20号を第19号とし、21号から27号までを1号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の4号を加える。

- (15) 自動車部西賀茂営業所長の印



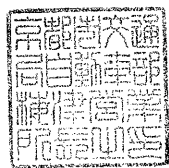
- (16) 自動車部烏丸営業所長の印



- (17) 自動車部九条営業所長の印



(18) 自動車部梅津営業所長の印



附 則

この公告は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

(交通局企画総務部総務課)